

表 「産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法」における措置

中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう行為を実施した、またはその実施を助長した国、地域および国際組織に対する措置（第17条）	
(1)	当該国・地域・国際組織に関連する貨物、技術の輸出入または国際サービス貿易を禁止または制限
(2)	当該国・地域・国際組織に関連する活動に対し特別費用を徴収
(3)	反外国制裁法およびその関連規定などに基づき、本弁法第3条1項の規定に直接または間接的に関与した組織・個人の対抗措置リストへの掲載
(4)	その他必要な措置

中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう外国の組織・個人に対する措置（第18条、注）	
(1)	中国に関連する輸出入活動の禁止または制限
(2)	中国国内における投資の禁止または制限
(3)	中国国内の組織・個人による当該組織・個人との取引、協力などの活動の禁止または制限
(4)	関係者や交通輸送機器などの入国の禁止または制限
(5)	当該関係者の中国国内における就労、滞在や居住資格の取消または制限
(6)	その他必要な措置

中国国内の組織・個人が、上記第17条・第18条の措置を履行しない場合（第19条）	
(1)	政府調達、入札・応札、および関連する貨物・技術の輸出入または国際サービス貿易などの活動への従事の禁止または制限
(2)	域外からのデータ・個人情報の受領および域外への提供の禁止または制限
(3)	出国、中国域内での滞在・居住の禁止または制限
(4)	その他必要な措置

（注）第18条におけるこれら措置は、外国の組織・個人が実質的に支配している、またはその設立・運営に関与している組織にも適用することができるとしている。

（出所）中国商務部「産業チェーン・サプライチェーン安全調査工作弁法」（商務部公告2026年第24号）